

鳥取県告示第 116 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業北条中央地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年2月9日から同年3月1日まで

3 縦覧に供する場所

北栄町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。